

# 福祉環境委員会

令和6年2月6日(火)  
時分～時分  
予算決算委員会終了後  
全員協議会室

【委員】三浦委員長、肥後副委員長、  
柳楽委員、串崎委員、土野委員、布施委員、川神委員

【執行部】砂川副市長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、鈴木総合窓口課長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長

【事務局】久保田書記

---

## 議題

1 議案第1号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

2 執行部報告事項

(1) 金城地域における水道施設に係る未登記用地について【水道管理課・工務課】

**令和6年2月浜田市議会臨時会議  
条例議案新旧対照表**

**（福祉環境委員会）**

## 新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

### 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

## 目次

議案第1号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
-------	------------------------	---	------

現行	改正後（案）
<p>（手数料の種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) [略]</p> <p><b>(3) 削除</b></p> <p><b>(4)、(5) [略]</b></p> <p><b>(6)</b> 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<b>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</b>の交付手数料</p> <p><b>(7)</b> [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>（手数料の種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) [略]</p> <p>[削る]</p> <p><b>(3)、(4) [略]</b></p> <p><b>(5)</b> 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、<b>第120条の2第1項</b>若しくは第126条の規定に基づく<b>戸籍証明書</b>_____の交付手数料</p> <p><b>(6)</b> [略]</p> <p><b>(7)</b> <b>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法</b> <b>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</b> <b>400円</b></p>

現行	改正後（案）
<p>(8) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の</u></p>	<p><u>（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第9号の2において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料</u></p> <p>(8) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、<b>第120条の2第1項</b>若しくは第126条の規定に基づく<u>除籍証明書</u> _____ _____の</p>

現行	改正後（案）
<p>交付手数料 (9) [略] [新設]</p> <p>(10) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは</p>	<p>交付手数料 (9) [略]</p> <p><b><u>(9) の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料</u></b></p> <p>(10) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは</p>
<p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子</p>	<p><b>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</b> <b>700円</b></p> <p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子</p>

## 金城地域における水道施設に係る未登記用地について

### 1 経緯

1月12日、市民の方から水道施設所在地の土地の名義が個人になっているものがあるとの指摘があった。

指摘を受け、現在金城地域における水道施設所在地の土地の調査を行っており、一部で旧金城町時代を買収した土地の未登記を確認したところである。

このため同様の案件がないか、今後金城以外の地域についても引き続き調査を進めることとしている。

### 2 調査の概要

- 水道施設所在地と水道資産台帳等を突合する。
- 民有地の場合、賃貸借契約を確認する。
- 過去の調査の有無を確認する。
- 市有地の場合、資産税課に協力を求め、課税の有無を確認する。

### 3 調査の結果

金城地域で稼働している70施設の土地及び課税の状況を調査した結果は次の通りです。

#### (1) 土地の状況

- 15施設で売買契約を交わしたが市有地の未登記を確認した。  
さらに、市有地の未登記箇所が課税対象になっていることが判明した。
- 41施設は登記済市有地又は公道地内であり問題なし。
- 1施設は民有地を賃貸借契約しており問題なし。
- 13施設は調査中。

#### (2) 課税の状況

- 市有地の未登記のため課税されている土地 15件
- 上記のうち税額に影響がある土地 5件

施設名	市有地の未登記の状況	税額への影響
小国増圧場	506.95 m <sup>2</sup>	有
二子山配水池	173.37 m <sup>2</sup>	無
落し谷加圧ポンプ場	18.02 m <sup>2</sup>	無
漆谷加圧ポンプ場No.2	8.50 m <sup>2</sup>	無
大井谷配水池	48.63 m <sup>2</sup>	有
登谷配水池	59.99 m <sup>2</sup>	無
長田配水池	725.63 m <sup>2</sup>	無
柚根増圧場	160.39 m <sup>2</sup>	有
柚根加圧ポンプ場	15.12 m <sup>2</sup>	無
柚根配水池	49.23 m <sup>2</sup>	無
上来原第一減圧	11.61 m <sup>2</sup>	有
大谷減圧	14.40 m <sup>2</sup>	無
若林減圧	10.57 m <sup>2</sup>	無
深笹減圧	7.06 m <sup>2</sup>	無
小国第一減圧、第二減圧	17.88 m <sup>2</sup>	有
計	1,827.35 m <sup>2</sup>	3,900 円

#### 4 本件の原因

- 買収時点で登記をしておらず、そのことが引き継がれていなかった。
- 買収時点で税務担当課に対し情報共有ができていなかった

#### 5 今後の対応

- 未登記市有地の登記を進める。登記までの間、課税対象とならないよう資産税課に減免を依頼する。
- 未登記市有地分を納税されたものについては20年さかのぼって返還する。  
20年分総額 5件 3,900円
- 金城以外の全地域について同様の調査を進める。